

## 稲敷市における新型コロナウイルスに対する対策について（7/28 13:30 現在）

### （1）感染拡大市町村の指定について

- ・7月27日茨城県知事臨時会見により、県独自の対策 Stage2 を、27日以降 Stage3 に強化し、県内16の自治体に対し、感染拡大市町村の指定を受けた（土浦市、古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、境町）。対象地区に、不要不急の外出自粛、営業時間の短縮要請、出勤者の削減、催物（イベント等）開催制限、会食をする場合の留意事項が示された。期間は7月30日（金）から8月12日（木）までの2週間。

### （2）公共施設の利用制限について

- ・体育館及び公民館の利用は、市内の方のみとし市外の利用者は自粛をお願いする。指定の期間が過ぎたあとは、感染拡大の指定を受けた市町村の方の利用を制限する。（現在も、人数を制限して貸館業務を行っている。）  
※8月7日から8日に江戸崎総合運動公園体育館で開催される県スポーツ少年団のバスケットボール大会については会場を貸し出すが、十分に感染対策を講じていただく。大会の取止めや運営にあたっては主催者が判断するもの。
- ・和田公園におけるデイキャンプについては、現在まん延防止対策とし、1日20組、1組5名以内という制限を行っているが、これを継続する。

### （3）営業時間の短縮要請等について

- ・感染拡大市町村に対し、県の方針のもと、午後8時以降午前5時までの営業自粛、酒類の提供は午後7時までの要請を行う。対象の業種は、全ての飲食店（食品衛生法に基づく営業許可を受けている店舗の事業者）。  
※テイクアウト・デリバリー・イートインは要請の対象外。午後8時以降も営業可。
- ・営業時間の短縮要請に協力してくれた事業者に対し、1日2.5万円～7.5万円（売上高に応じて算定）の協力金を支給する。
- ・市はホームページで周知を行い、協力金に係る相談について産業振興課を中心に支援を行う。

### （4）職員感染時の対応について

### （5）その他